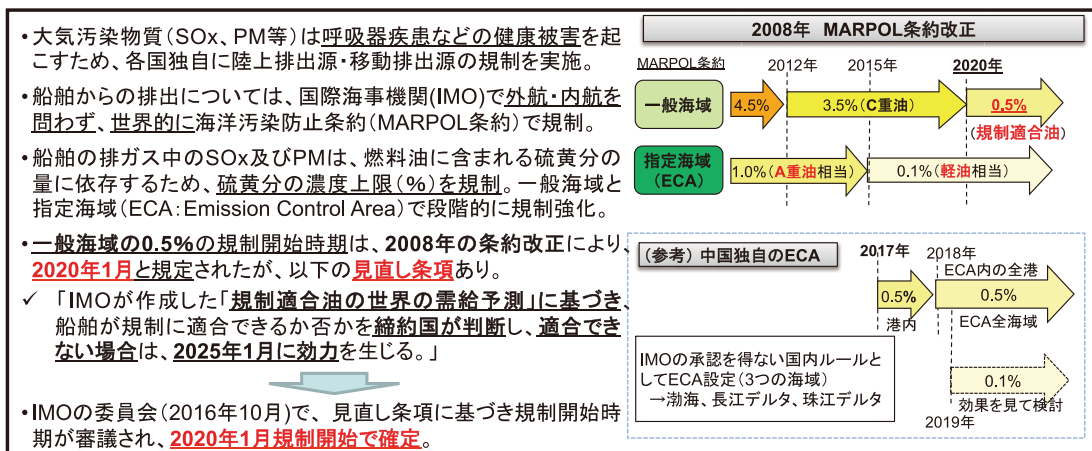


3 船舶からの排出ガス対策

国際海事機関（IMO）では、大気汚染防止対策として船舶からの硫黄酸化物（SOx）・粒子状物質（PM）排出削減のため、その燃料油中の硫黄分濃度を規制しています。この規制は、船舶の燃料油中に含まれる硫黄分を段階的に削減していくものであり、一般海域（全海域）と指定海域（北海・バルト海等）に分けて規制値を設定しています。2008年の海洋汚染防止条約の改正により、一般海域における燃料油中硫黄分の規制値（現行3.5%以下）を2020年より0.5%以下とすることが規定されていました。IMOが作成した規制適合油の世界の需給予測に基づき、船舶が規制に適合できるか否かを締約国が判断し、適合できない場合は、2025年に効力が生じるとの見直しも設けられていました。第70回海洋環境保護委員会（MEPC70）において、同見直し条項に基づき規制開始時期について審議され、2020年の規制開始で確定しました。

●硫黄酸化物（SOx）及び粒子状物質（PM）削減のための国際規制



※IMOが承認した指定海域(ECA)は現在、以下の図の2つのみ。これら以外の全世界の海域が一般海域。



出典：国土交通省